

新宿の魅力を発信するショート動画制作業務委託に係る
プロポーザル募集要項

1 事業名

新宿の魅力を発信するショート動画制作業務委託

2 目的

近年、スマートフォンの普及により、人々が観光情報を収集する主な手段は大きく変化している。特に、SNSを中心とした縦型ショート動画コンテンツは、視覚的に訴えかける力が強く、短時間で多くの情報を効率的に伝えることができるため、まちの魅力を発信する上で非常に効果的なツールとなっている。

そこで、一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」）は、新宿に興味を持っていただき、認知度を向上させることを目指し、SNS等で新宿の多様な魅力を発信する、縦型ショート動画制作の業務委託に係るプロポーザルを実施し、委託先候補者を選定する。

3 委託概要

- (1) 委託業務の名称 新宿の魅力を発信するショート動画制作
- (2) 履行期限 契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 提案上限額 4,620,000円（税込）

4 参加申込書

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 参加申込書 別紙（様式1）のとおり
- (2) 申込方法 「12 担当」あてに電子メール・郵送・持参のいずれかの方法で提出し、必要に応じて到着確認の連絡をすること。到着確認をせず、申込書が担当まで届いていない場合は申込が無かったものとする。電子メールによる場合、データ送付をもって受付可とするが、すみやかに原本を提出すること。
- (3) 受付期間 令和7年7月14日（月）～7月22日（火）17：00まで

5 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

- (1) 提出方法「12 担当」あてに電子メールで提出すること。（様式自由）
- (2) 質問受付期間 令和7年7月14日（月）～7月22日（火）17：00まで
- (3) 質問回答期限および回答方法 令和7年7月23日（水）中
全ての質問内容および回答を、参加申込書を提出した全ての団体にメールで通知する。

6 評価基準

(1) 一次審査（書類審査）

評価項目		評価基準
①	企画の魅力	提案されるショート動画の企画が、新宿の多様な魅力を発信するものとなっているか。 視聴者の関心を引きつける魅力があるか。
②	企画の独自性	既存の動画との差別化が図られているか。 独自のアイデアや視点を取入れ、オリジナル性ある企画となっているか。
③	時代・トレンド理解	SNSでのショート動画活用の実情について理解しているか。
④	ターゲットへの訴求	仕様書 5 (1) ①に記載のターゲットに効果的に訴求する内容となっているか。
⑤	業務目的の達成	本業務の目的が、YouTube動画を通して達成できるか
⑥	過去実績	過去にショート動画・SNS動画の制作実績はあるか。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目		評価基準
①	企画内容	・既存の枠にとらわれない、新しい発想や独自性のある魅力的なテーマになっているか。 ・新宿の魅力を的確に伝えられる内容になっているか。
②	ショート動画の特性理解	ショート動画のSNSでのアルゴリズムや視聴者の行動特性を理解したアプローチができているか。
③	広告・分析の提案	YouTubeやSNSに投稿した動画に対する広告、投稿動画の分析について提案できているか。
④	業務実施体制	本業務を迅速に遂行できる人員が十分に配置されているか。
⑤	取組姿勢	熱心かつ協会の意向に沿って柔軟に取り組む姿勢をみることができるか。
⑥	スケジュール	業務全体のスケジュールは具体的かつ現実的か。
⑦	見積金額	内容・内訳の妥当性があるか。

7 企画提案書等提出

(1) 提出書類

ア 団体概要（様式自由、パンフレット可）

イ 企画提案書（様式自由）

原則として下記に指定する順番にてA4サイズにて提出すること。

①本事業の内容に類似した過去実績

※応募者、社名が特定出来る事項は記載しないこと。

②企画内容

仕様書「5 委託内容」の（１）（２）について、具体的提案内容を示すこと。

③体制図

仕様書の内容を円滑に実施するための体制図（協力会社等を含む）を示すこと。

④全体スケジュール

事業全般を含むスケジュールを示すこと。

ウ 見積書 別紙（様式2）

見積金額は「6 評価基準」（2）二次審査（プレゼンテーション審査）の評価項目とする。なお、内訳詳細（数量・単価等）は別紙（任意様式）で示すこと。

（2）提出部数

「7 企画提案書等提出」の（1）提出書類のア～ウは、応募者名を記載してA4サイズで1部ずつ提出すること（ウについては代表者印を押印すること）。さらに、イ・ウは、応募者名やロゴマーク等、応募者がわかる内容は一切記載しないものをA4サイズで8部ずつ提出すること。

（3）提出方法

「12 担当」へ郵送（書留郵便に限る）または持参により提出すること。

（4）提出期限

令和7年7月28日（月）17：00 必着（時間厳守）

8 選定方法

下記の通り、「新宿の魅力を発信するショート動画制作業務委託選定審査会（以下、「審査会」という。）により、選考を行う。

（1）一次審査（書類審査）

評価基準に基づき、応募者の企画案が協会の求める水準に達しているか否かの審査を行う。水準に達している応募者が多数であった場合、上位3団体を選定する。全ての応募者に審査結果を通知する。ただし、評価基準を満たさない場合は不採用とする。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

令和7年8月20日（水）を予定。

一次審査を通過した応募者については、審査会による二次審査を実施する。プレゼンテーション審査に際しては、提出済の企画提案書等資料、プレゼンテーション審査用に用意した動画のみを使用すること。時間・会場等は、事前書類審査の結果通知の際に伝える。

9 スケジュール（予定）

令和7年7月14日（月）	募集要項公開、参加申込書・質問 受付開始
令和7年7月22日（火）17：00	参加申込書・質問 締切
令和7年7月23日（水）	質問回答
令和7年7月28日（月）17：00	企画提案書等 提出締切
令和7年8月6日（水）	一次審査 結果通知
令和7年8月20日（水） 午後	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年8月22日（金）	二次審査 結果通知

1 0 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 新宿区からの指名停止措置期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (4) 民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

1 1 その他

- (1) 企画提案にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 各申込や提出にあたっては、必要に応じて到着の確認をすること。
- (3) 提出された申込書及び企画提案書等の所有権は協会に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 事前書類審査、プレゼンテーション審査、及び審査会の会議内容については非公表とする。結果の詳細についての問い合わせについては、これに一切応じない。
- (5) 受託事業者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部についてあらかじめ協会の承諾を得たときは、第三者に委託することができる。
- (6) プロポーザルは当業務の契約を約束するものではなく、受託候補者を決定するものである。
- (7) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、協会と協議を重ねて実施するため、必ずしも提案内容および見積金額に添って実施するものではない。
- (8) 受託候補者の決定後に業務の委託が困難となる事象が生じた場合、協会の判断により候補者の決定を取り消すことがある。

1 2 担当

一般社団法人新宿観光振興協会 齋藤・芝
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿 3階
電 話 03-3344-3160 FAX 03-3344-3190
メール info@kanko-shinjuku.jp